

# 第 1 回北区立中学校部活動地域展開等推進協議会 次第

日時：令和 7 年 5 月 2 6 日（月） 1 8 : 3 0 ~

場所：北区役所滝野川分庁舎 2 階教育委員会室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 会長・副会長の選任
- 4 協議会の運営について
- 5 地域クラブ活動の導入について
- 6 その他
- 7 閉会

## （配布資料）

- |      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 資料 1 | 北区立中学校部活動地域展開等推進協議会設置要綱           |
| 資料 2 | 北区立中学校部活動地域展開等推進協議会委員名簿           |
| 資料 3 | 北区立中学校部活動地域展開等推進協議会議事録の取扱い（案）について |
| 資料 4 | 地域クラブ活動の導入について                    |

## 北区立中学校部活動地域展開等推進協議会設置要綱

7 北教教生第 1 2 8 4 号

令和 7 年 5 月 9 日教育長決裁

### (設置)

第 1 条 北区立中学校部活動地域展開等推進計画(令和 7 年 3 月策定。以下「計画」という。)に基づく部活動の地域展開等を推進するため、北区立中学校部活動地域展開等推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項に関する課題を整理し、当該課題について東京都北区教育委員会に助言する。

- (1) 部活動の地域展開等に関する事項
- (2) 計画の見直しに関する事項
- (3) その他東京都北区教育委員会が必要と認める事項

### (構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 前項の委員は、教育長が委嘱し、又は任命する。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長が委員のうちから指名する 2 名の者とする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議の運営)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育長がこれを行う。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席した副会長及び委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員（会長である委員を除く。）は、委員が指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 6 協議会は原則公開とする。ただし、会長が認めた場合は非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、教育振興部生涯学習・学校地域連携課とする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者 2名以内  
中学校長会から推薦された者  
北区立中学校 PTA 連合会から推薦された者  
北区スポーツ推進委員協議会から推薦された者  
公益財団法人東京都北区体育協会から推薦された者  
公益財団法人北区文化振興財団から推薦された者  
教育振興部長  
教育振興部教育政策課長  
教育振興部学校支援課長  
教育振興部教育指導課長

北区立中学校部活動地域展開等推進協議会 委員名簿

※敬称略

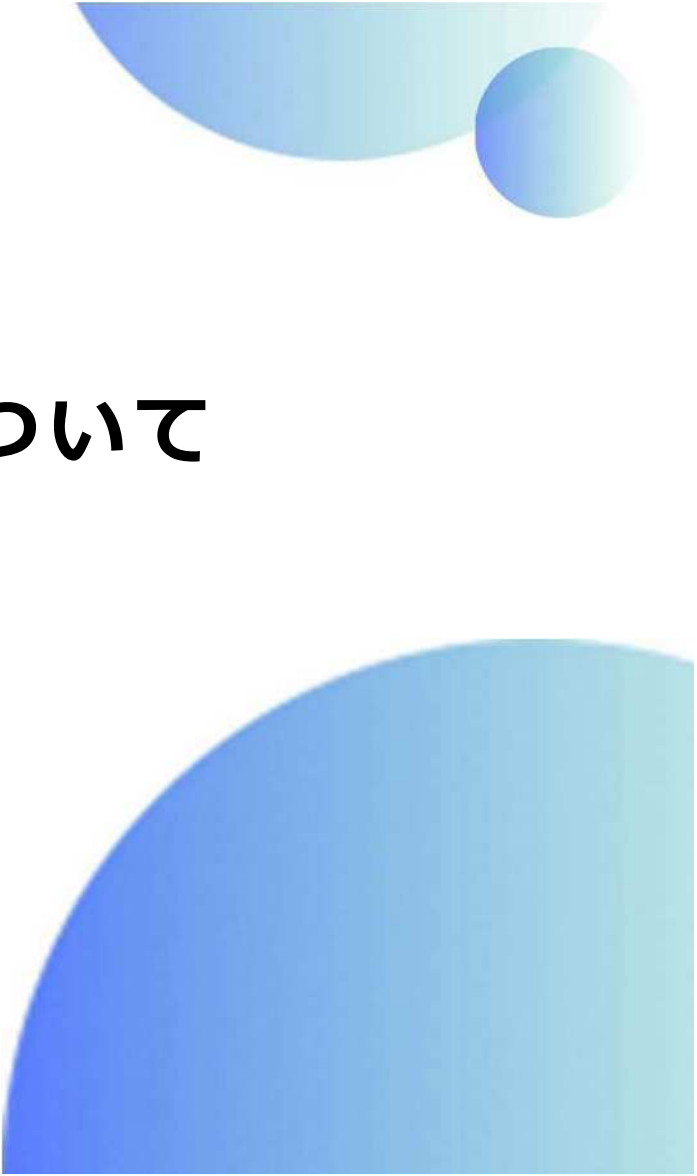
| No  | 氏名     | 所属等                        |
|-----|--------|----------------------------|
| 1   | 谷塚 哲   | 東洋大学健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科 准教授 |
| 2   | 楠田 健太  | 東京藝術大学演奏藝術センター 准教授         |
| 3   | 名取 秀康  | 中学校長会代表（北区立稲付中学校長）         |
| 4   | 伊藤 雅規  | 北区立中学校PTA連合会 理事            |
| 5   | 丸岡 直史  | 北区スポーツ推進委員                 |
| 6   | 田草川 昭夫 | 公益財団法人東京都北区体育協会 専務理事       |
| 7   | 遠藤 ひでみ | 公益財団法人北区文化振興財団 事務局長        |
| 8   | 倉林 巧   | 北区教育振興部長                   |
| 9   | 松村 誠司  | 北区教育振興部参事                  |
| 10  | 菊池 立身  | 北区教育振興部学校支援課長              |
| 11  | 水浦 茂樹  | 北区教育振興部教育指導課長              |
| 事務局 | 窪田 みなみ | 北区教育振興部生涯学習・学校地域連携課長       |

令和 7 年 5 月 2 6 日

第 1 回 推 進 協 議 会

## 北区立中学校部活動地域展開等推進協議会議事録の取扱いについて（案）

- 1 事務局において、議事録の原案（委員名記載）を作成後、全委員へ送付いたします。
- 2 議事録の原案について、修正等が必要な場合は、到着後一週間以内に事務局までお知らせください。
- 3 会長において最終確認後、議事録といたします。
- 4 議事録（公開用）は、委員名を伏せるものとします。
- 5 議事録は、生涯学習・学校地域連携課に備え置くとともに、北区ホームページに公開いたします。
- 6 議事録の公開までは、会議終了後、概ね 1 か月を目安とします。



# 地域クラブ活動の導入について

# 1 地域クラブ活動導入の背景

少子化による生徒数減少の影響等を受けて、これまでと同様の体制では部活動の運営が困難に

教員の負担軽減（競技経験のない種目指導・休日の指導や大会への引率等）

## 持続可能な活動環境を整備

（生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するため、速やかに部活動改革に取り組む必要がある）

## 北区立中学校部活動地域展開等推進計画（令和7年3月策定）

＜部活動の地域展開等の方向＞

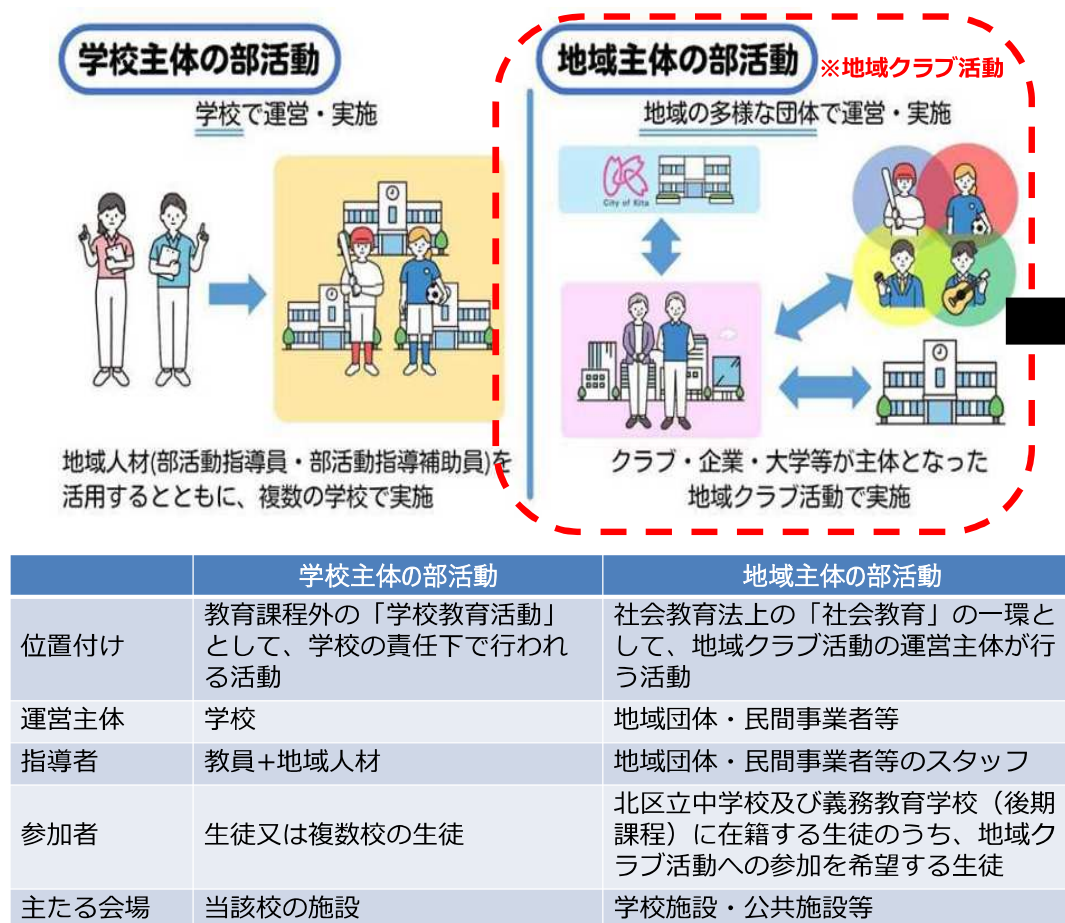
- ・ 生徒のニーズに合った活動機会の確保
- ・ 教員の部活動への負担軽減

## ◆地域クラブ活動の導入

## ◆既存部活動の充実

- ・ 部活動指導員の拡充
- ・ 部活動指導補助員の拡充
- ・ 合同部活動の実施

## 2 地域クラブ活動の導入について



### ＜地域クラブ活動の導入に向けて＞

- 運営主体は、**公募型プロポーザル方式**により選定
- 地域クラブ活動実施種目は、**プロポーザル参加者に提案を求める**
- 令和7年度秋頃を目途に**2種目の導入**を予定
- 地域クラブ活動実施日は、**土曜・日曜日・祝日を中心に週1回、1回当たり3時間程度の活動を原則**

### 3 地域クラブ活動指導者研修制度について

- 地域クラブ活動は、休日に実施する学校が指導や運営に関わることのない原則、学校管理外の活動
- 地域クラブ活動の指導者には、技術指導力のみならず、中学生のクラブ活動としてふさわしい専門性や資質・能力が求められる

指導者の質の確保が課題

東京都北区と学校法人東洋大学との連携協力に関する包括協定書

地域クラブ活動の指導者を対象とした研修プログラムの整備に向けた協議を開始